

小学校における外国語活動

(1) 新設の趣旨

外国語活動の新設は、平成20年1月の中央教育審議会「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について（答申）」の次のような提言を踏まえたものである。

- 社会や経済のグローバル化が急速に進展し、異なる文化の共存や持続可能な発展に向けて国際協力が求められるとともに、人材育成面での国際競争も加速しており、学校教育において外国語教育を充実することが重要な課題の一つである。
- 現在、中学校において、あいさつ、自己紹介などの初歩的な外国語に初めて接することとなるが、こうした活動はむしろ小学校段階での活動になじむものと考えられる。また、中学校に入学した段階で「聞くこと」「話すこと」「読むこと」「書くこと」の4技能を一度に取り扱う点に指導上の難しさがあるとの指摘もあり、小学校段階で、外国語に触れたり、体験したりする機会を提供することにより、中・高等学校においてコミュニケーション能力を育成するための素地をつくることが重要と考えられる。
- 小学校段階における英語活動については、現在でも多くの小学校で総合的な学習の時間等において取り組まれているが、各学校における取組には相当のばらつきがある。このため、外国語活動を義務教育として小学校で行う場合には、教育の機会均等の確保や中学校との円滑な接続等の観点から、国として各学校において共通に指導する内容を示すことが必要である。

(2) 目標及び内容等のポイント

① 教育課程上の位置づけ

第5学年及び第6学年において、それぞれ年間35単位時間の授業時数を確保し、英語を取り扱うことを原則とする。

② 目標

ア. 要点

- ・ 目標はコミュニケーション能力の素地を養うことであり、中学校との連携を図る。
- ・ 外国語を用いて、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成に重点を置く。
- ・ 弾力的な指導ができるよう、2学年間を通した目標とする。

イ. 目標の3つの柱

外国語活動の目標は、次の3つの柱から成り立っている。

- ・ 外国語を通じて、言語や文化について体験的に理解を深める。
- ・ 外国語を通じて、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図る。
- ・ 外国語を通じて、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませる。

以上の3つの柱を踏まえた活動を統合的に体験させることで、中・高等学校等における外国語科の学習につながるコミュニケーション能力の素地をつくらうとするものである。

(イメージ図1参照)

また、これら全てを「外国語を通じて」行うことが明記されており、外国語活動は、「外国語を通じて」という特有の方法によって、この目標の実現を図ろうとするものである。

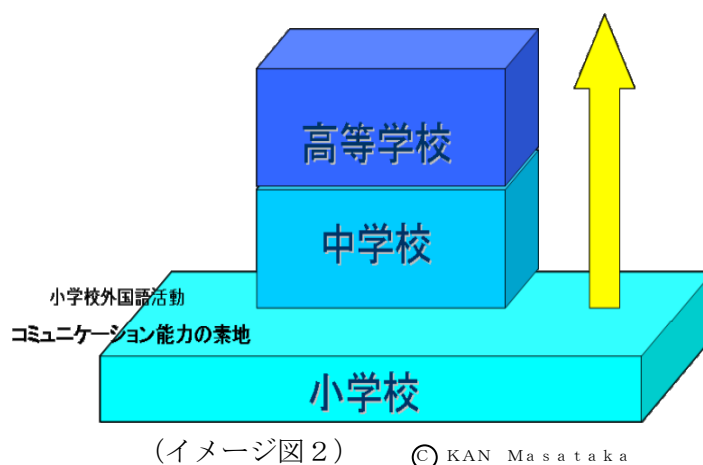
なお、これは、中学校・高等学校の外国語科で目指すコミュニケーション能力を支えるものとなる。(イメージ図2参照)

小学校における外国語活動



(イメージ図1)

これからの日本の英語教育の流れ



(イメージ図2)

© KAN Masataka

③ 内容の要点

- ・外国語を用いて積極的にコミュニケーションを図るための内容と、日本と外国の言語や文化について、体験的に理解を深めるための内容の二つとする。
- ・目標にある「外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませる」ことは、日本と外国の言語や文化について、体験的に理解を深めさせる内容の中に含める。

④ 「指導計画の作成と内容の取扱い」

ア. 指導計画の作成

- ・英語を取り扱うことを原則とする。
- ・学年ごとの目標については、各学校において児童や地域の実態に応じて、適切に定める。その際、これまでの総合的な学習の時間での取組などを生かし、2学年間を通して外国語活動の目標の実現が図れるようにする。
- ・言語や文化については体験的に理解を図ることとし、指導内容が必要以上に細部にわたったり、形式的になったりしないようにする。
- ・指導内容・活動は、児童の興味・関心にあったものとし、他教科等の学習を活用する。
(例)・国語科との関連・・・外来語の成り立ちや語源である外国語との違いに気付かせたり、発表などを通して、話し手の意図をとらえながら聞き、自分の考えと比べることができるようにしたるなどの工夫が考えられる。
- ・図画工作科との関連・・・図画工作科における児童の作品を、外国語活動のショー・アンド・テル（発表活動）の中で、他の児童に紹介するなどして、児童の外国語活動への興味・関心を一層高めることができる。
- ・指導計画の作成や授業の実施に当たっては、学級担任の教師又は外国語活動を担当する教師が行う。
- ・CD, DVDなどの視聴覚教材を積極的に活用する。
- ・道徳教育の要としての道徳の時間の指導との関連を考慮しながら指導する。外国語活動で扱った内容や教材の中で適切なものを、道徳の時間に活用したり、また、道徳の時間で取り上げたことに関係のある内容や教材を、外国語活動で扱う場合には、道徳の時間における指導の成果を生かしたりするように工夫する。

イ. 内容の取扱い

- ・児童にとって身近なコミュニケーションの場面を設定する。
- ・音声によるコミュニケーションを中心とし、文字や単語の取扱いについては、児童の学習負担に配慮しつつ、音声によるコミュニケーションを補助するものとして用いる。
- ・外国語を通して、国語や我が国の文化についても理解を深めることができるようにする。
- ・コミュニケーションの場面やコミュニケーションの働きを取り上げる。
 - コミュニケーションの場面の例： 買い物、道案内、地域の行事、子どもの遊び など
 - コミュニケーションの働きの例： 相手との関係を円滑にする、気持ちを伝える など
- ・各学年の指導に当たっては、児童の日常生活、学校生活など児童の身近で基本的な表現を使いながら、友達とのかかわりからはじめ、国際理解にかかわる交流等に発展させる。



* 普段、友達に対してあまり問わないような内容でも、外国語活動においては、その場を設定され、友達とやり取りをすることを通して、友達や自分のよさをよりよく再認識することで、他者理解や自尊感情などを高めていくことにつながる。

(3) 指導上の配慮事項等

- ・単に楽しい活動を行うのではなく、活動のねらいを明確にして、児童が使える外国語を駆使し、様々な相手と互いの思いを伝えあったり、新たな発見等が得られたりするなど、コミュニケーションを図ることの楽しさを実際に体験させるようにする。
- ・知識のみによって理解を深めるのではなく、異なる文化をもつ人々との交流等、体験を通して文化等の理解を深めさせるように配慮し、言葉の大切さや豊かさ等に気付かせたり、言語に対する興味・関心を高めたり、これらを尊重する態度を身に付けさせたりする。
- ・児童に、ジェスチャーなど言葉によらないコミュニケーション等、体験を通して様々なコミュニケーションの方法に触れさせることも大切である。
- ・中学校段階の文法等の外国語教育を単に前倒しするのではなく、あくまでも、体験的に「聞くこと」「話すこと」を通して、音声や表現に慣れ親しむこととし、児童に過度の負担を強いることのないよう配慮する。
- ・外国語を初めて学習する段階であることを踏まえ、アルファベットなどの文字指導は、外国語の音声に慣れ親しんだ段階で開始するよう配慮する。また、活字体の大文字及び小文字に触れる段階にとどめるなど、児童に対して過度の負担を強いることのないようにする。中学校外国語科では、「アルファベットが正しく書ける」ようにするなど、文字指導について定着を図るので、小中の連携が大切である。

(4) 教材・教具等の活用

文部科学省作成の外国語活動関連支援教材・教具等は、次のとおりである。指導や研修に十分活用することが大切である。

- ・「英語ノートⅠ・Ⅱ」と 付属音声教材 CD ・英語ノート指導資料
- ・「英語ノートⅠ・Ⅱ」に準拠したデジタル教材（電子黒板用ソフト）
- ・「小学校外国語活動 研修ガイドブック」と付属 CD
- ・研修教材 DVD（教育センターに配布）
- ・「小学校外国語活動サイト」（文部科学省ホームページ）

* 英語ノートは、教科書ではないが、学習指導要領に則って作成されている。したがって、これを使用することで、外国語活動の趣旨・理念を理解し、外国語活動の目標が達成できるように意図している。また、中学校外国語科の学習内容にもつながるように作成されている。

*英語ノート指導資料は、英語ノートの教師用手引きである。授業案や活動例が記載されているが、授業時数や児童の実態に合わせて、指導の形態や方法等を工夫することが大切である。

(5) 移行措置期間について

- ・平成23年度完全実施に向け、平成21年度より外国語活動を教育課程に位置づけ、新学習指導要領によって指導することができる。
- ・第5・6学年でそれぞれ年間35単位時間までは、各学校の裁量により、総合的な学習の時間の授業時数を充てることができる。その際、現在総合的な学習の時間等で実施されている英語活動等が、スキル（技能）の習得に特化した学習になっていないかどうか等の見直しを行うことが必要である。
- ・移行措置期間中に、近隣の英語活動等国際理解活動推進事業の拠点校等の小学校の授業を参観したり、研修に積極的に参加したりすること、また、接続する中学校とも十分連携を図ることが大切である。